

町 長	副町長	課 長	主 幹	担当スタッフ	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 <del>・打合せ・</del> 協 議	文書番号	上富総務第 188 号
		決裁期日	平成 27 年 5 月 7 日
名 称	第 1 回特別職報酬等審議会		
日 時	平成 27 年 4 月 27 日(月) 13 時 33 分～14 時 45 分		
場 所	役場庁舎 3 階 第 2 会議室		
出席者	向山町長（諮問まで）、石田総務課長、総務班 - 床鍋主幹、岩崎主査 委員 9 名（欠席委員 - 荒田委員）		
内 容	<p>議案3までは石田総務課長の進行により審議会を進めた。</p> <p>◎辞令交付 向山町長より、各委員に辞令書を交付する。</p> <p>◎町長あいさつ 統一地方選挙が終わり、地方自治をどのように進めるかに関心が寄せられているが、各市町村で活躍される特別職の報酬も住民の関心事項である。本町においては2年前に報酬額等を一部見直した経緯があるが、その際の審議会において、一定期間ごとに検討すべきとの意見をいただいていることから、今回審議していただきたい。</p> <p>◎議案</p> <p>1 会長選出について 石田課長：会長は委員の互選となっている。ご発言を求める。 佐川和委員：事務局案があれば示して欲しい。 石田課長：他にご発言ないか。 (発言なし) 石田課長：前回、平成24年度に会長代理を務めていただいた北川委員にお願いしたいと提案。 (北川委員を会長とすることで、出席委員全員により承認された) 北川会長：皆さんの活発な意見をお願いします。</p> <p>2 会長代理の指定について 石田課長：会長代理は会長の指定となっている。 北川会長：会長代理に島瀬委員を指定する。</p> <p>3 特別職の報酬額等に係る諮問について 町長より会長へ諮問書を手渡す。</p>		

裏面へつづく

内 容

石田課長：町長はこの後、他の用務入っており、ここで退席する。

事務局（石田課長）から、諮問理由について説明した。

（改正するためではなく、審議をいただくため）。

以降は、北川会長の進行による

4 報酬等の状況について

北川会長：添付の資料（1～3）について、事務局より説明を求める。

事務局（床鍋主幹）が資料1から資料3について説明した。

石田課長：類似団体区分が変わり、上富良野町を含め3町村のため、今回は類似団体以外で区分が類似する町村との比較資料を示すこととしたい。その他、今後の審議に必要な資料等があれば、求めに応じたい。

北川会長：本日は第1回目でもあるので、資料を参考に自由に意見交換をしたい。

田村委員：他町村の財政状況から報酬額比較も必要ではないか。上富良野町は過疎指定を受けていないが、受けている町村と差があるのか。人口が少ない町村であっても報酬額の高いところもあり、高齢化率や財政比較も必要ではないか。様々な面から検討しないと判断できないのではないか。

石田課長：過疎指定を受けると交付税により一定程度後年度負担があるため、起債借入れしやすい。財政については、歳入性質の違いもあり、比較は難しいが、単純に歳入額のみは示せる。

佐川泰委員：議員報酬が低く、議員の成り手がいない。兼業でないと議員できない。報酬額を上げるとなると、特別職と議員を一緒に上げなければならないか。

石田課長：この審議会での答申により町長が判断し、議会上程となるが、議員報酬は議員自ら議論することとなる。

島瀬会長代理：月額を上げる手法と手当支給月数上げる手法があると思う。

石田課長：月額は退職金に影響する。

谷本委員：中富良野町は長らく議員報酬額は据え置かれていた。上富良野町も据え置かれている。町の財政もあるため、他町村との比較だけの審議ではない。

石田課長：今回は、類似団体以外の類する町村の報酬額比較と、財政と人口減少率の資料をお示しする。

5 今後の進め方について

北川会長：本日を含め、最大3回の審議で結論を出したい。

次回5月14日(木)13時30分からとすることで良いか。  
(異論なし)

6 その他

北川会長：事務局及び委員各位から何かあれば発言願いたい。  
(特になし)

北川会長：以上で本日の会議を閉じる。(14時45分)

内 容